

○サークルの集会・行事開催、印刷物等の配布及び掲示に関する規程

制定 平成17年 4月 1日

改正 令和 2年 4月 1日

令和 4年3月25日

令和 7年3月27日

(目的)

第1条 この規程は、集会・行事開催、印刷物等の配布及び掲示をすることについて、サークル活動取扱規程で規定したサークル（以下「サークル」という。）を対象として、その取扱いについて定めることを目的とする。

(集会・行事)

第2条 サークルが学内で集会又は行事を開催しようとするときは、原則として開催日の3日前までに、学生代表責任者が所定の届出書に必要事項を記載のうえ、学生支援センター窓口へ提出し、学長の許可を得なければならない。

第3条 サークルが駒澤大学（以下「大学」という。）の名称を用いて対外活動をしようとするときは、原則として開催日の1週間前までに、その学生代表責任者が所定の届出書に必要事項を記載のうえ、学生支援センター窓口へ提出し、学長の許可を得なければならない。

第4条 サークルが集会又は行事開催のため大学の施設（備品・器具等を含む。）を利用するときは、学生代表責任者は別に定める管理基準に基づき、当該管理責任者に借用願書を提出し、その認可を得なければならない。

2 サークルが、年間を通して教場の使用を希望するときは、学生代表責任者は、所定の願出書を定められた期間内に学生支援センター窓口へ提出し、学長の許可と教場の指定を受けなければならない。

3 サークルが、臨時に教場を使用したいときは、学生代表責任者は、所定の申請書を使用希望日の3日前までに、学生支援センター窓口へ提出し、学長の許可と教場の指定を受けなければならない。

4 定期試験や入学者選抜等大学が特に定める期間は、特定の施設の使用を禁止する。

5 休暇中の施設の使用については、学生支援センター窓口の指示に従うこと。

(印刷物・物品の配布)

第5条 サークルが学生を対象として印刷物及び物品を配布しようとするときは、学生代表責任者は、所定の届出書に必要事項を記載し、かつ、その現物を添付又は提示により学生

支援センター窓口事前に提出し、学生支援センター所長の許可を得なければならない。
ただし、配布場所は本学構内に限る。

(掲示)

第6条 サークルが本学構内に掲示しようとするときは、所定の届出書に必要事項を記載し、
掲示物を添えて事前に学生支援センター窓口提出し、学生支援センター所長の許可を得
て、許可印を受けなければならない。

- 2 掲示物は、原則として日本標準規格B2判(新聞紙2頁大)以内のものとし、掲示枚数
は原則として1掲示場所につき1枚とする。
- 3 掲示期間は、原則として1週間以内とする。
- 4 掲示場所は、別に定める管理基準に従い、管理責任者の指定する場所に限る。
- 5 期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを撤去する。

(立看板)

第7条 サークルが主催する催し物の告知に関しては、立看板を使用することができる。

- 2 立看板は、原則として200cm×200cm以内とする。
- 3 立看板による告知については、掲示に関する定めを準用する。また、学生支援センター
備えつけの立看板縦200cm×横75cmを1件につき2枚まで借用することができる。

(所管)

第8条 この規定に関する事務所管は学生支援センターとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、サークル活動分科会、学生支援委員会及び全学教授会の議を経
て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 集会・印刷物・掲示等に関する臨時規程(昭和44年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。